

平成二十一年総務省令第八十五号

特定電子メールの送信の適正化等に関する

法律第二条第一号の通信方式を定める省令
特定電子メールの送信の適正化等に関する法律
(平成十四年法律第二十六号) 第二条第一号の規
定に基づき、特定電子メールの送信の適正化等
に関する法律第二条第一号の通信方式を定める省令
を次のように定める。

特定電子メールの送信の適正化等に関する法
律第二条第一号の総務省令で定める通信方式
は、次に掲げるものとする。

- 一 その全部又は一部においてシンプルメールト
ランスファープrotocolが用いられる通信方式
- 二 携帯して使用する通信端末機器に、電話番号
を送受信のために用いて通信文その他の情報を
伝達する通信方式

附 則

この省令は、消費者庁及び消費者委員会設置
法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日
(平成二十一年九月一日)から施行する。